

令和6年度 第2回門川町子ども・子育て会議 議事録

1 日 時 令和7年2月25日（火）午前10時30分～午前11時25分

2 場 所 門川町役場2階 2-1会議室

3 出席者

委員 9名

丹田笑満子副会長、小田淳子委員、松下留以子委員、松下幸樹委員、

藤川貴司委員、上原千枝委員、日吉真理子委員、山本大輔委員、春田奈緒委員

事務局 6名

☐福祉課 課長（堀）、子育て支援係長（甲斐）

☐健康長寿課 課長（奈須）、健康づくり係長（矢野）

☐企画戦略課 まちづくり政策係長（黒木）

☐門川町こども計画策定業務受託者（黒木）

4 議 題

（1）特定教育・保育施設等の利用定員について

（2）門川町こども計画（素案）について

（3）その他

5 配布資料

☐会次第

☐門川町子ども・子育て会議条例

☐座席図

☐第1回会議結果

☐報告会結果

☐資料1 特定教育・保育施設等の利用定員について

☐資料2 「門川町こども計画（仮称）」素案について

☐別紙 「門川町こども計画（仮称）」

6 会議内容

(1) 開会 (事務局 堀)

委員の出席状況報告

委員 14 名中 9 名の出席。条例第 6 条第 2 項の規定により会議は成立する。

(2) 議題 (丹田副会長)

【議題 1】特定教育・保育施設等の利用定員について

説 明

(事務局) 資料 1 に沿って説明

資料 1 特定教育・保育施設等の利用定員について

利用定員についての定義は、施設の利用人数を示すものである。子ども・子育て支援法に基づく給付費を受けるには、利用定員に応じた職員数や保育室面積等の基準を満たすことが必要とされる。利用定員数の設定は、町と施設の設置者との協議によって町が設定をするもので、決定後は宮崎県へ報告が必要となる。

令和 7 年度については、認定こども園栄ヶ丘幼稚園より利用定員変更に関する申出があった。

今回の変更については、表に示している通り、令和 7 年 4 月 1 日より 1 号認定の児童数を 20 名減らし、1 号認定が 25 名、2 号認定が 60 名、3 号認定が 30 名にする申出を受けた。2 号及び 3 号認定の利用定員に変更はない。定員数は現在の 135 名から 115 名に減数となる。

現在、令和 7 年 4 月入園者の調整等を行っているが、2 号・3 号認定のニーズは高くあるが、1 号認定を希望する園児は今年度同様 70 名には至らない見込である。これは、今年度より開始した育児休業による保育の継続が大きく影響しており、これまでは、母が育児休業を取得することをきっかけに 1 号認定へ認定変更をする家庭が多くあったが、保育認定での継続が可能になったことにより、そのまま保育認定である 2 号・3 号認定で保育を継続する家庭・児童が増加した。

質疑応答

(丹田副会長) 質問、意見等ありましたらよろしくお願いします。

(委員) ▶質問等なし

【議題 2】門川町こども計画（素案）について

説 明

(事務局) 資料 2、資料「門川町子ども計画 素案」案 に沿って説明

資料 2 「門川町こども計画（仮称）」素案について

令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月までの 5 年間を計画期間とする「門川町こども計画」の素案について説明する。

・表紙は、現在はイラストが入っているが、今後は町立平城保育所の年長児の作品を載せる予定である。現在作成中であり、完成後掲載をする。

・目次について、今回策定する計画は全 6 章で構成する。「こども」表記について説明。

・計画期間について、資料 3 ページ。計画の期間は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間。「かどがわ第 2 期子ども・子育てプラン」が令和 6 年度までで終了する。

・計画策定の趣旨について、資料 2 ページ。

・基本理念について、資料４２ページ（緑色で囲われた部分）。資料２に示している案１～３について課内や策定委員会で検討し、案３を基本理念として掲げる。

・基本目標について、資料４２～４３ページ。

第４章は、国の「こども大綱」宮崎県の「こども計画」を勘案して目標や施策の設定をしている。今年度までの計画期間である第２期計画は「子ども・子育て支援新制度」に基づいて策定された計画であり、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援について需要計画を策定している。

今回策定する「こども計画」は、こども・若者を権利の主体として、その利益を図ることを目的として策定されるものであり、こどもや若者、子育て当事者の話を聴き、対話しながら進めていくことが特徴である。門川町の「こども計画」においても、こども・若者の権利について、こどもの貧困対策の強化などの目標を掲げている。

—子ども・子育て会議にて検討を進めていく内容—

①第３章：計画の基本的な考え方

計画の体系について、資料４４ページ。具体的な取り組みについては、資料４６～６６ページ。

基本目標を４つ、具体的施策はそれぞれに設定。中身については第４章施策の展開に記載。

②第４章：施策の展開

・施策の展開については、各関係課より話を聞き、取り組み内容を記載している。１２月の報告会にて説明をした内容と大きく変わったものもある。そのまま載せているものもある。

—Ｐ４６～６６を目標、施策名、成果指標を読み上げた—

第５章：第３期子ども・子育て支援事業計画事業量推計

「量の見込み」と「確保方策」については、県のこども計画を勘案し、項目を掲げている。門川町で実施していない項目については、事業概要を掲載し、「需要が生じた場合に検討します」と掲載している。

第６章：計画の推進

計画の推進するための体制について掲載している。

以上の内容について、委員の方々の意見を伺いたい。

質疑応答

（丹田副会長）質問、意見等ありましたらよろしくお願いします。

（委員）▶山本委員より質問：門川町内の産婦人科について

門川町には産婦人科がない。日向市、延岡市の３０分圏内にはあるが、西門川地区に住んでいる人においては１時間以上かかる。門川町立の産婦人科を作る計画があるか？産婦人科へ町でバックアップがあると近隣の人が助かると思う。

（健康長寿課）▶健康長寿課より回答

門川町には、町立の病院がなく、産婦人科医も不足しているため、確保が難しい。延岡市・日向市の１時間圏内に助産施設があるので、現時点では計画はない。

少子化で分娩数が少なくなっているという、日向入郷圏域内の産婦人科医院へは町から負担金を出している状況である。

【議題3】その他

説 明

(事務局)

「門川こども計画（仮称）」素案についてのパブリックコメントの募集について資料2に沿って説明。

令和7年3月3日～17日までパブリックコメントの募集を行う。

応募方法については、門川町役場福祉課での資料（冊子）の配布と公式ホームページでPDFページをダウンロードする方法で募集をする。

募集内容は、計画に対する意見と質問の募集をする。応募用紙には、氏名・住所・電話番号を記載してもらい、郵便・FAX・メールのいずれかで提出をしてもらう。

本日の会議結果とパブリックコメントの内容を集約し、第3回子ども・子育て会議を書面にて開催を計画している。会議資料を後日送付するので、意見等あれば書面会議資料に記載をし、返送をしてほしい。3月末には印刷製本をする予定。

(3) 閉会 (丹田副委員長)